



広運整第247号の2  
平成29年8月30日

公益社団法人  
広島県バス協会会長 殿

中国運輸局広島運輸支局長



### 自動車点検整備推進運動に伴う協力等について（依頼）

残暑の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
平素は、国土交通行政に対して深いご理解とご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。  
さて、自動車は国民の生活や経済の発展に必要不可欠なものであり、その役割はますます重要なものとなっています。

一方、我が国の交通事故の発生件数は依然として厳しい状況にあり、大型車の車輪脱落事故やバスの車両火災事故の防止を含む自動車の不具合による事故を減らすことが求められているとともに、環境面においても、排気ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要となっています。

本来、自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられていますが、十分に実施されているとは言いがたい状況にあり、自動車ユーザーの保守管理意識を高め、適切な点検・整備が実施されるよう取組むことが必要です。

こうした状況をふまえて、国土交通省は自動車使用者の保守管理意識の高揚と適切な点検・整備の実施の推進を図るため「自動車点検整備推進運動」の重点実施期間を、本年9月1日（金）から10月31日（火）の2ヶ月間として、関係省庁、自動車関係団体の協力のもとに全国的に展開することとしています。

貴協会におかれましては、本運動の趣旨をご理解の上、ご協力をよろしくお願ひいたします。



事務連絡  
平成29年8月30日

大型乗合・貸切旅客事業者  
整備管理者 殿

中国運輸局広島運輸支局  
首席陸運技術専門官

#### 平成29年度自動車点検整備推進運動における大型自動車の重点点検の実施について

残暑の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
平素は、国土交通行政に対して深いご理解とご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。  
さて、自動車点検整備推進運動において、大型車の車輪脱落事故やバスの車両火災事故の防止を含む自動車の不具合による事故を減らすことが求められているとともに、環境面においても、排気ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要となっています。

本来、自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられていますが、十分に実施されているとは言いがたい状況にあり、自動車ユーザーの保守管理意識を高め、適切な点検・整備が実施されるよう取組むことが必要です。

今年度も、本運動の取組の一環として、別紙1のとおり大型自動車の重点点検を行うこととしましたので、その旨ご理解いただくとともに、効率的かつ円滑な実施にご協力をお願いいたします。

なお、点検結果（県内営業所の合計）については、別紙1の報告様式により9月、10月、11月の3ヶ月間分をとりまとめ、12月4日（月）までに当支局整備・保安担当あて報告（FAXにて）をお願いいたします。

#### ～問い合わせ～

広島市西区観音新町4丁目13-13-2  
広島運輸支局担当者：大谷・内田・河野  
TEL 082-233-9169  
FAX 082-233-7752

## 重 点 点 檢 告 様 式

対象となる「大型車両」  
人以上のバス及び  
「車両総重量8t以上、以  
上のトラック」のこと  
をいいます。

事業者名	大型バス (乗合)	大型バス (貸切)	大型トラック (旅客引車)	大型トラック (旅客引車)
保有台数	台	台	台	台
定期点検実施台数	台	台	台	台
(バス・トラック共通)	12月点検	台	台	台

## (点検後の留意点等)

- ① 点検整備作業終了後には、エンジン上やエンジンルーム内に、ウエス等可燃物の置き忘れがないかを確認する。  
 ② フューエル・フィルダ、オイル・フィルダ等を交換したときは、必ず試運転して、燃料又はオイルのにじみや漏れがないかを確認する。

※ 試運転時、マフラー、テールパイプの接続部等から、排ガスが漏れていないかを確認。

※ 「協力いただける場合は、「不適合」台数の総走行距離及び車齢別内訳を記入ください。(距離・車齢いすれか片方の記入でも構いません。)

点検項目	1台の自動車で同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は、1件として計上]		必須記入	初度登録年別
	不適合	合		
燃料装置の燃料漏れ(3月)	<p>① フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレータ、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどからの燃料漏れの有無を目視などで点検する。          ※ エンジンシヤンやエンジンルーム内のエンジン下に燃料の漏れた跡等がないか、注意して点検する。</p> <p>② フューエル・ホース及びパイプの蛇行部の有無を目視などで点検する。</p> <p>③ ホース及びパイプの取付け部に緩みがないか、目視などで点検する。</p> <p>④ クランプのゴム等の劣化等によりホース及びパイプの固定に異状がないか、目視などで点検する。</p> <p>※ 特に経年車は、クランプのゴムの変形や劣化(摩耗、硬化、欠損等)に注意する。</p>		ホース・パイプの亀裂件数 クランプの取付状態件数 クランプのゴムの劣化件数	~ H24 年 台 H23~H20年 台 H19 年以前 台
電気装置の電気配線(3月)	<p>エンジン・ルーム内の接続部に緩み、電気配線の損傷、クランプの損傷及び電気配線が他部品と干渉するおそれの有無を目視などで点検する。</p>		台 台 台	~ H24 年 台 H23~H20年 台 H19 年以前 台
ホイール・タイヤの状態(3月)	<p>タイヤの空気圧が適正であるか、溝の深さが十分か及びタイヤの全周にわたり、亀裂、損傷、異物かみ込み及び摩耗がないかを目視などで点検する。</p>		台 台 台	~ H24 年 台 H24~H20年 台 H19 年以前 台
ホイール・ナット(3月)	<p>JIS方式のシングル・タイヤ及びISO方式のタイヤの場合は、トルク・レンチを用いるなどによりホイール・ナットを規定トルクで締め付ける。          JIS方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数(1個おき)のアウター・ナットを緩めて、インナーナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残り半数のアウター・ナット及びインナ・ナットについても同様の措置を講じる。</p>		組 緩 緩	~ H24 年 台 H23~H20年 台 H19 年以前 台
ホイール・ナット及びホイール・ボルトの剥離・損傷、伸びはないか及びねじ部につぶれ、やせかがり等の異常がないかを目視などで点検する。ディスク・ホイールのボルト穴や断面のまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当り面に亀裂、損傷及びひびたりがないかを目視により点検する。(12月)			ボルト亀裂・損傷件数 ボルト伸びび件数	~ H24 年 台 H23~H20年 台 H19 年以前 台
制動装置のホース、パイプ及び接続部に液漏れや損傷がないかを目視などで点検する。(12月)	<p>① ホース、パイプ及び接続部に液漏れや損傷がないかを目視などで点検する。          ② ハイドロリックホースが車体その他の部分と接触するおそれがないかを目視などで点検する。          ③ ホースに油漏れによるふくらみ、亀裂及び損傷がないかを目視などで点検する。</p>		地の部分との接触件数 ホースの劣化件数 接合部、クラシップの緩み件数 工ア漏れ件数	~ H24 年 台 H23~H20年 台 H19 年以前 台
非常口の扉の機能(3月)	非常口の扉がスマーズに開き、確実に閉まるか及び開いたときに警報装置が作動するかを点検する。	台	開閉不良件数	~ H24 年 台 H23~H20年 台 H19 年以前 台
車体の損傷(3月)	フレーム、サイドメンバ、クロスメンバなどに腐食による損傷がないか目視及び点検ハンマによる打音点検を実施する。	台	損傷件数	~ H24 年 台 H23~H20年 台 H19 年以前 台
ターピン・ローター回転具合(12月)	バス輸入・販売事業者及びバス製作者が定めたデーターによる定期点検を実施する。 ※ターピン・ローター・シャーシ・懸垂梁系の配管部品類の整備を行う場合には、液体シーリング栓を用いないよう、注意する。	台	シャフトのガタ、ローターとハウジングとの接觸件数	~ H24 年 台 H23~H20年 台 H19 年以前 台

配布事業者数	回収事業者数	回収率
大型バス(乗合)	大型バス(貸切)	大型トラック(被牽引車を除く)
定期点検実施台数	うち 12月点検	大型トラック(被牽引車)
定期点検実施率		

## (バス・トラック共通)

## 点検項目【1台の自動車で同じ不具合が、複数箇所に見つかった場合は、1件として計上】

① フューエル・タンク、フェューエル・ポンプ、ホース、パイプ、インジェクタ、ノズル、ホルダ、インジェクション・ポンプまたはから燃料漏れの有無を目視などで点検する。

※ エンジンシヤエンジンルーム内のエンジンシヤ下に燃料漏れた形跡等がないか、注意して点検する。

② フューエル・ホース及びパイプの亀裂・損傷の有無を目視などで点検する。

③ ホース及びパイプのクラップの取付けに緩みがないか、且視などで点検する。

④ クランプのゴム等の劣化等によりホース及びパイプの固定に異状がないか、目視などで点検する。

※ 特に駐車車は、クランプのゴムの変形や劣化(摩耗、硬化、欠損等)に注意する。

電気接続の電気配線(3月) タイヤの空気圧が適正であるか、溝の深さが十分か及びタイヤの全面にわたり、亀裂、損傷、異物が込まないかを目視などで点検する。

ホイール(3月) タイヤの状態

JIS方式のシングル・タイヤ及びISO方式のタイヤの場合は、トレーラー・レンチを用いるなどによりホイール・ナット及びホイール・ナットを規定トルクで締め付ける。

JIS方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数(1個おき)のアウター・ナットを緩めて、インナーナット及びリベットナットについても同様の措置を講じる。その後、ホイール・ボルトの残り半数のアウター・ナット及びリベットナットについても同様の措置を講じる。

ホイール・ナット及びホイール・ボルトの亀裂、損傷、曲げはないか及び部品のまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないかを目視などで点検する。ディスク・ホイール・ナットのボルト穴や撕り穴のまわりを目視により点検する。

ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷がないかを目視などで点検する。

ホイール・ナット及びリベットナットの当たり面に亀裂、損傷及びいたりがないかを目視により点検する。

ホイール・ナット及びリベットナットの他の部分ととの接觸部に液漏れや損傷がないかを目視などで点検する。

ホース(12月) ホース及びホースの損傷、オイル漏れ及び取付状態(3月) ホース及びホースによるぶくぐみ、亀裂及び損傷がないかを目視などで点検する。

ホース(12月) エアブレーキの場合、エア漏れがないかを石鹼水等を用いて目視などにより点検する。

制動装置の

① ホース・パイプ及びリバーブルの車体その他の部分と接触するおそれがないかを目視などで点検する。

② ホース及びホースの損傷、オイル漏れ及び取付状態(3月) ホース及びリバーブルのボルト穴や撕り穴のまわりを目視などで点検する。

ホース(12月) ホース及びリバーブルの接合部及びクラップの当たる面に亀裂、損傷及びいたりがないかを目視などで点検する。

ホース(12月) エアブレーキの場合、エア漏れがないかを石鹼水等を用いて目視などにより点検する。

(バスのみ) 非常口の扉の機能(3月) 非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるか及び開いたときに警報装置が作動するかを点検する。

車体構成部の損傷(3月) フレーム、サイドメンバ、クロスメンバなどに腐食による損傷がないか目視及び点検ハンマによる打音点検を実施する。

ターピン・ローラーの回転具合等(12月) バス輸入・販売事業者及びバス製作者が定めたターピン・ローラーの定期点検を実施する。

※ターピン・ローラーの定期点検を行う場合には、波浪シーリング材を用いないよう、注意する。

対象となる「大型車両」は、「乗車定員30人以上のバス」及び「車両総重量8トン以上のトラック」のこと
---------------------------------------------------

※「協力いただける場合は、「不適合」台数の総走行距離及び車齢別台数をご記入ください。(距離車齢いずれか片方の記入でも構いません。)
-------------------------------------------------------------------

※下記にない不適合については、左欄の「不適合」台数のみに計上。
---------------------------------

保有台数	定期点検実施台数	定期点検実施率	総走行距離別	初度登録年別
うち 12月点検			~ 50 万 km 50超~100万km 100 万 km 超	~ H24 年 H23~H20年 H19 年以前

車体構成部の損傷	ターピン・ローラーの回転具合等	(バスのみ)
フレーム、サイドメンバ、クロスメンバなどに腐食による損傷がないか目視及び点検ハンマによる打音点検を実施する。	ターピン・ローラーの定期点検を実施する。	非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるか及び開いたときに警報装置が作動するかを点検する。

**① 「保有台数」については  
重点点検の実施期間(3ヶ月間)の平均台数を四捨五入し、  
整数値で記入してください。**

(○文部省)

重  
点  
点  
検  
報  
告  
様  
式

□別紙 1

**【重要】 重点点検報告様式については、3ヶ月間の  
点検結果を1枚にまとめて報告して下さい。**

保有台数		大型バス (貸切)	大型トラック (運送事業者登録)	大型トラック (運送事業者登録)
台	台	台	台	台
12月直検	台	台	台	台

(スケルランク表示)

重点点検実施台数

(スケルランク表示)

**② 「定期点検実施台数」については3ヶ月間で定期点検を実施した全ての車両台数を記入してください。  
(3ヶ月間で同一車両に対して2回以上定期点検を行った場合も、1台として計上してください。)**

**③ 「不適合」の欄には、不適合があつた台数を記入してください。  
ただし、複数の不具合箇所があつても1台と計上してください。**

**⑤ 「総走行距離別」と「初度登録年別」の内訳についても記入してください。**

(直検時の車両点検)	
① が直検作業終了後には、エンジン上キャップノーブル内に、ウエス可燃物の燃やさないがいい防火材を詰めます。	② フューエル・ペブル、ホース、サイド・マウント等を充填した時は、必ず試験印して、燃料漏洩、マフラー、テール・パイプ等部から、液体が漏れないかを確認。
※ 下記がない場合は、「アドバイザリーチェック」の不適合箇所の右側に記入	※ ご協力いただけない場合は、「アドバイザリーチェック」

(直検時の車両点検)	
① が直検作業終了後には、エンジン上キャップノーブル内に、ウエス可燃物の燃やさないがいい防火材を詰めます。	② フューエル・ペブル、ホース、サイド・マウント等を充填した時は、必ず試験印して、燃料漏洩、マフラー、テール・パイプ等部から、液体が漏れないかを確認。
※ 下記がない場合は、「アドバイザリーチェック」の不適合箇所の右側に記入	※ ご協力いただけない場合は、「アドバイザリーチェック」

(スケルランク表示)

定期点検実施台数

(スケルランク表示)

**④ 「不適合別内訳件数」の欄には、  
①「不適合」台数のみに記入し、  
②「不適合」台数を記入しただけ必要はございません  
ただし、どの項目にも当てはまらない場合  
には、③「不適合」台数のみに記入し、  
それぞれの項目について内訳を記入して下さい。**

**⑤ 「不適合」の欄には、不適合があつた台数を記入してください。  
ただし、複数の不具合箇所があつても1台と計上してください。**

ホルト取付・始動装置	台	台	台	台
ホルト取付・始動装置	台	台	台	台
ホルト取付・始動装置	台	台	台	台
ホルト取付・始動装置	台	台	台	台
ホルト取付・始動装置	台	台	台	台

ホルト取付・始動装置	台	台	台	台
ホルト取付・始動装置	台	台	台	台
ホルト取付・始動装置	台	台	台	台
ホルト取付・始動装置	台	台	台	台
ホルト取付・始動装置	台	台	台	台

ホース・パイプの接続	台	台	台	台
ホース・パイプの接続	台	台	台	台
ホース・パイプの接続	台	台	台	台
ホース・パイプの接続	台	台	台	台
ホース・パイプの接続	台	台	台	台

クラシプの取付け	台	台	台	台
クラシプの取付け	台	台	台	台
クラシプの取付け	台	台	台	台
クラシプの取付け	台	台	台	台
クラシプの取付け	台	台	台	台

クラシプのゴムの劣化	台	台	台	台
クラシプのゴムの劣化	台	台	台	台
クラシプのゴムの劣化	台	台	台	台
クラシプのゴムの劣化	台	台	台	台
クラシプのゴムの劣化	台	台	台	台

ホース・パイプの接続	台	台	台	台
ホース・パイプの接続	台	台	台	台
ホース・パイプの接続	台	台	台	台
ホース・パイプの接続	台	台	台	台
ホース・パイプの接続	台	台	台	台

ホース・パイプの接続	台	台	台	台
ホース・パイプの接続	台	台	台	台
ホース・パイプの接続	台	台	台	台
ホース・パイプの接続	台	台	台	台
ホース・パイプの接続	台	台	台	台

ホース・パイプの接続	台	台	台	台
ホース・パイプの接続	台	台	台	台
ホース・パイプの接続	台	台	台	台
ホース・パイプの接続	台	台	台	台
ホース・パイプの接続	台	台	台	台

ホース・パイプの接続	台	台	台	台
ホース・パイプの接続	台	台	台	台
ホース・パイプの接続	台	台	台	台
ホース・パイプの接続	台	台	台	台
ホース・パイプの接続	台	台	台	台

ホース・パイプの接続	台	台	台	台
ホース・パイプの接続	台	台	台	台
ホース・パイプの接続	台	台	台	台
ホース・パイプの接続	台	台	台	台
ホース・パイプの接続	台	台	台	台

(別紙)  
事務連絡  
平成 29 年 8 月 1 日

公益社団法人日本バス協会技術安全部長 殿

国土交通省自動車局整備課  
点検整備推進対策官

平成 29 年度自動車点検整備推進運動における大型自動車の重点点検の  
実施について

平成 29 年度の自動車点検整備推進運動の実施については、「自動車点検整備推進運動の実施について」(平成 29 年 7 月 4 日付け、国自整第 81 号、国自環第 65 号)により、ご協力を依頼したところですが、大型自動車の重点点検にあたり、別添のとおり「平成 29 年度自動車点検整備推進運動における大型自動車の重点点検の実施要領」を定めましたので、その旨ご理解いただくとともに、効率的かつ円滑な実施へのご協力方よろしくお願ひいたします。

また、平成 27 年末から連続して発生しているバス車両の火災事故、平成 27 年 11 月に発生した車体腐食事故及び昨年度発生した車輪脱落事故を踏まえ、これらの事故防止のため、重点点検のみならず、日頃の点検におきましても、車輪のホイール・ボルトの締め付け状態等について、確実な点検・整備を実施くださいますようお願いいたします。

(別添)

## 平成 29 年度自動車点検整備推進運動における 大型自動車の重点点検の実施要領

平成 29 年 8 月

国 土 交 通 省

自動車局整備課

大型自動車(車両総重量 8 トン以上又は乗車定員 30 人以上の自動車をいう。以下同じ。)については、近年、車両の使用年数が伸びることにより、車齢が高いものが増え、総走行距離も伸びる傾向にある。また、大型自動車の車輪脱落事故やバスの車両火災の防止については、これまで日常点検整備、定期点検整備の励行について注意喚起しているところであるが、依然としてこれらの事故が発生している状況にある。

これらの状況を踏まえ、今年度も自動車点検整備推進運動の一環として、下記のとおり大型自動車の重点点検を行うこととする。

### 記

#### 1. 重点点検実施対象事業者

- (1) 公益社団法人日本バス協会の会員であって、乗車定員 30 人以上の事業用自動車を保有するすべての事業者。
- (2) 公益社団法人全日本トラック協会の会員であって、事業用自動車を 50 両以上保有する事業者。

#### 2. 実施期間

平成 29 年 9 月 1 日(金)から平成 29 年 11 月 30 日(木)までの 3 ヶ月間(以下「重点点検期間」という。)。

#### 3. 重点点検項目

以下の別表に掲げる点検項目を重点点検項目とする。

(別表)

重 点 点 検 項 目

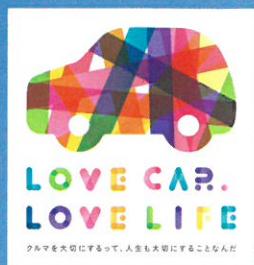
点検箇所		点検時期	3ヶ月点検	12ヶ月点検
原動機	燃料装置		燃料もれ	同左
電気装置	電気配線		接続部の緩み及び損傷	同左
走行装置	ホイール	タイヤの状態	同左	
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷	
制動装置	ホース及びパイプ		漏れ、損傷及び取付状態	同左
車枠及び車体 (*バスのみ)		非常口の扉の機能 緩み及び損傷	同左	
ターボチャージャー (*バスのみ)				ターピン・ロータの回転具合等(メーカー指定)

#### 4. 実施方法

- (1) 地方運輸局及び沖縄総合事務局(以下「地方運輸局等」という。)、又は、地方運輸支局、自動車検査登録事務所、陸運事務所及び運輸事務所等(以下「地方運輸支局等」という。)は、重点点検実施対象事業者に対し、重点点検項目を特に留意して点検するよう注意喚起を行い、その点検結果を報告様式(別紙1)により報告するよう依頼する。
- (2) 重点点検実施対象事業者は、重点点検期間中に定期点検(3ヶ月又は12ヶ月点検)を行う大型自動車について、重点点検項目を特に留意して点検し、その点検結果を報告様式(別紙1)に記入し、都道府県別に地方運輸支局等に報告する。重点点検期間中に定期点検を実施した車両が存在しない場合についても、定期点検実施台数を0台として記入し、報告する。
- (3) 地方運輸局等は、各事業者の点検結果を平成29年12月13日(水)までに報告様式(別紙2)により集計した上で、国土交通省自動車局整備課あて報告する。(報告をしていない事業者が存在する場合は、催促を行う等し、必ず報告を受けるよう努める。)

※1 重点点検の実施にあたっては、必要に応じて地方運輸局等から、各都道府県のバス協会及びトラック協会に協力を依頼する。

※2 地方運輸局等並びに各都道府県のバス協会及びトラック協会においては、必要に応じて重点点検対象事業者以外にも対象を広げる等、自主的な取組に努めることとする。



くるまを大切にすることって、

人生も大切にすることなんだ



## 安全確保と環境保全には、くるまの点検・整備が必要です



平成26年2月から車検証の備考欄に点検・整備実施状況の記載を開始しました。詳しくは、QRコードをご参照。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\\_hh\\_000089.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000089.html)



●自動車の点検・整備のことが詳しくわかります。[点検・整備](#) [検索](#) [www.tenken-seibi.com](http://www.tenken-seibi.com)

■推進：国土交通省 自動車点検整備推進協議会 ■後援：内閣府 警察庁 環境省

■協力：独立行政法人自動車技術総合機構 軽自動車検査協会 独立行政法人自動車事故対策機構

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

日本自動車輸入組合

一般社団法人 全国レンタカー協会

一般社団法人 日本損害保険協会

全国自動車電装品整備商組合連合会

一般社団法人 日本自動車車体工業会

一般社団法人 日本自動車工業会

一般社団法人 日本自動車連盟

一般社団法人 日本自動車タイヤ協会

全国共済農業協同組合連合会

一般社団法人 自動車用品小売業協会

全国タイヤ商工商联組合連合会

一般社団法人 日本自動車販売協会連合会

一般社団法人 全国自家用自動車協会

全国石油商業組合連合会

全国労働者共済生活協同組合連合会

一般社団法人 電池工業会

全国自動車部品販売店連合会

一般社団法人 全国軽自動車協会連合会

公益社団法人 日本バス協会

一般財団法人 自動車検査登録情報協会

一般社団法人 日本自動車部品工業会

全国ディーゼルポンプ振興会連合会

一般社団法人 日本自動車部品協会



2017自動車点検整備推進運動

一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会

公益財団法人 日本自動車教育振興財団

全日本自動車部品卸協同組合

日本自動車車体整備協同組合連合会

全国オートバイ協同組合連合会(順不同)

# 安全確保と環境保全はクルマの点検・整備から。

日常点検や定期点検はクルマのトラブルを防ぐだけではなく、地球温暖化の原因であるCO<sub>2</sub>の削減にもつながります。特に、長くご使用のクルマには、細やかな点検が欠かせません。日頃からクルマの健康管理を心がけましょう。

## 日常点検

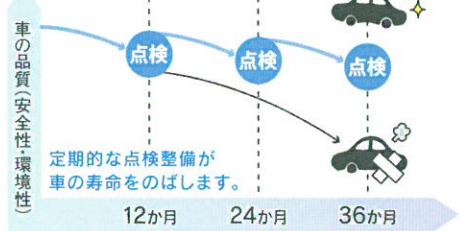
日頃、自動車を使用している中で、走行距離や運行状態などから判断し、適切な時期に点検を行うことが必要です。チェックしてみましょう。

## 定期点検

定期点検は、安全確保・環境保護の観点から、自家用乗用車については、1年ごとに実施しなければなりません。

車検（自動車の検査）は、安全・環境面で国が定める基準に適合しているかどうかを一定の期間ごとに確認するものであり、次の検査までの安全性等を保証するものではありません。したがって、使用者は日常点検整備や定期点検整備を確実に実施するとともに、使用に応じた適切な保守管理を行う必要があります。

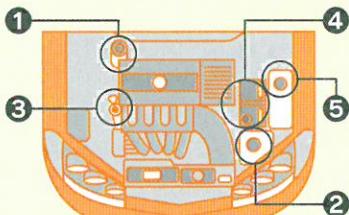
月日が経つと？（自家用乗用車）



## マイカーを点検しよう！日常点検 15項目チェックシート

判定 ○ or ×

### 日常点検 #01



#### エンジンルーム 5項目

##### ① ブレーキ液の量

ブレーキ液のリザーバ・タンクを見て、液量が上限ラインと下限ラインとの間にあるかどうかを点検します。液量が下限ラインより低い場合は、安易に補充せず、早急に整備のプロに相談しましょう。

##### ② 冷却水の量

冷却水のリザーバ・タンクを見て、液量が上限ラインと下限ラインとの間にあるかどうかを点検します。この冷却水が下限ラインに近いか、それより少ない場合は、上限ラインまで冷却水を補充しましょう。

##### ③ エンジン・オイルの量

エンジンに付いているオイル・レベルゲージを抜きとり、付着しているオイルを拭きとつてから、ゲージをいっぱいに差し込み、再度抜きとつてオイルの量を見ます。ゲージの先端についている2本のラインか、ギザギザ部分の目印の中間にオイルがあれば合格です。ゲージの下限ラインよりもオイルが下側にあるときは補充しましょう。また、汚れている場合は交換しましょう。

##### ④ バッテリ液の量

バッテリ液の量が規定の範囲（上限と下限の間）にあるかを車両を揺らすなどして点検します。バッテリ液は腐食性が強いので、体、衣服、車体などに付着しないよう注意しましょう。

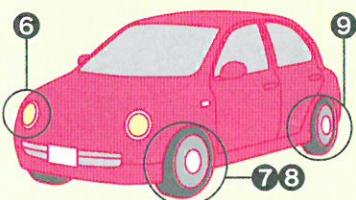
 

##### ⑤ ウィンド・ウォッシャ液の量

ウィンド・ウォッシャ液の量が適當かを点検します。液量が少ないと場合は上限まで補給しましょう。

### 日常点検 #02



#### クルマの周り 4項目

##### ⑥ ランプ類の点灯・点滅

クルマにはヘッドライト、スマートランプ、ブレーキランプ、テールランプ、ウインカーなど、多くのランプが付いています。点灯・点滅の有無を確認し、レンズの汚れや損傷も調べましょう。点灯・点滅していない場合は、すみやかに交換しましょう。

##### ⑦ タイヤの亀裂・損傷の有無

タイヤの亀裂や損傷の有無を目や手で確認とともに、タイヤに異物が付着していないかを入念に点検します。タイヤにかみ込んだ異物はきれいに取り除きましょう。また、タイヤが片減りしている場合は要注意。整備のプロに相談しましょう。

##### ⑧ タイヤの空気圧

タイヤの接地面のたわみ具合を目で見て判断しましょう。接地面のたわみ具合で判断ができない場合は、タイヤゲージを使って点検しましょう。タイヤの空気圧が不足している場合は、指定空気圧まで補充しましょう。

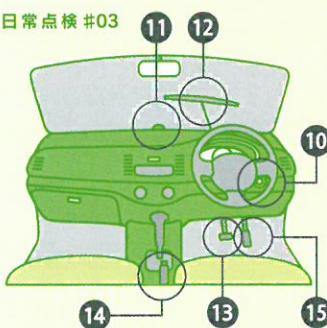
 

##### ⑨ タイヤの溝の深さ

タイヤの溝の深さが浅くないかをタイヤの接地面のスリップ・サインを目印に、チェックします。スリップ・サインは溝の深さが1.6mm以下になると、現れます。溝の深さが足りないと、スリップしやすくなり、雨天走行時はとても危険です。サインが現れたら、早急にタイヤを交換しましょう。※スリップ・サインは、タイヤ側面の三角マークのある位置の接地面に出ます。

### 日常点検 #03



#### 運転席 6項目

##### ⑩ エンジンのかかり具合・異音

エンジンが速やかに始動し、スムーズに回転するかを点検します。また、エンジン始動時やアイドリング状態で、異音がないかを点検します。

##### ⑪ ウィンド・ウォッシャ液の噴射状態

ウィンド・ウォッシャ液を噴射させ、ワイパーの作動範囲に噴射されるかチェックします。また、その向きや高さが適當か点検します。

##### ⑫ ワイパーの拭き取り能力

ワイパーを作動させ、低速および高速の各作動が不良でないかを点検します。また、ウインド・ウォッシャ液がきれいに拭き取れるかを点検します。ワイパーのから拭きは、ガラスを傷つけますので、ウインド・ウォッシャ液を噴射してからワイパーを作動させましょう。

##### ⑬ ブレーキの踏み残りしろと効き具合

エンジンをかけて異音がないかどうか確かめたうえ、ブレーキ・ペダルを強く踏み込んだとき、床板との間（踏み残りしろ）が適當かどうか確認します。踏みごたえが「いつもと違うな」と感じたら要注意です。

##### ⑭ 駐車ブレーキの引きしろ（踏みしろ）

駐車ブレーキをいっぱい引いた（踏んだ）ときに、引きしろ（踏みしろ）が多すぎたり、少なすぎたりしないかを点検します。ブレーキ・ペダルと同様に、新車時や定期点検直後の違いを比較してください。

##### ⑮ エンジンの低速・加速状態

エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検します。次に、エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、スムーズに回転が上がるか、走行するなどして点検します。

※自家用乗用車の定期点検は、1年ごとに点検を行う項目が細かく決められており、整備のプロにまかせたほうが安心です。

トラック・バスなどの大型車をご使用の皆さんへ

# 火災・車輪脱落・車体腐食防止のために しっかり点検・整備しましょう。

日常点検や定期点検をきちんと行っていますか?  
日頃こまやかな点検を行っていれば、火災・車輪脱落・車体腐食などのほか  
運転中のトラブルの多くは回避できます。  
毎日安心して運転するために、しっかり点検しましょう。

## 車両火災

このような事故が起きています。

### 事業用バスの車両火災事故

平成27年12月の東京都豊島区池袋でのバス火災事故をはじめ、年末年始から同種事故が多発しました。

事業用バスの車両火災は、平成15年1月から平成27年12月末までに事業用で222件発生しており、なかには、車両が全焼に至るケースも見られ、一歩間違えれば大惨事となりかねません。



### 最近4年間(平成23年~26年)に発生した事業用バス火災事故(58件)の発生推定原因

バス火災事故の原因としては「点検・整備不十分」や「整備作業ミス」といった点検・整備が関係しているものの割合が多く(36件)、また、出火に至る状況としては「電気配線ショート」や「燃料漏れ」の割合が多かった(22件)

火災事故を防ぐためにも以下を含む点検・整備は必ずおこなってください。

部位(装置)	点検のポイント(見方 / 交換目安)	点検しないと…(火災発生のメカニズム)
バッテリーのターミナル	・緩みや腐食、外れはないか。	・異常発熱や配線のショートにより発火し、火災を起こします。
バッテリーハーネス	・固定の緩みや外れ、干渉はないか。 ・被覆のやぶれ、変色・腐食、著しい劣化、ショートの痕などはないか。	
燃料フィルター	・取付部やドレーンプラグなどから燃料漏れやにじみはないか。 ※定期的に交換しているか。	・部品の劣化や摩耗などから、燃料が漏れ、排気管などの高温部に触れて火災を起こします。
燃料ホース	・接続部からの燃料漏れやにじみはないか。 ・亀裂やヒビ割れはないか。 ※定期的に交換しているか。	
燃料パイプ (燃料高圧パイプ)	・接続部からの燃料漏れやにじみはないか。 ・クランプ部の緩みや外れ、クリップ・ゴムの劣化や外れはないか。 ・パイプに擦れや摩耗の跡はないか。	

## 車輪脱落

このような事故が起っています。

### 大型自動車の車輪脱落事故

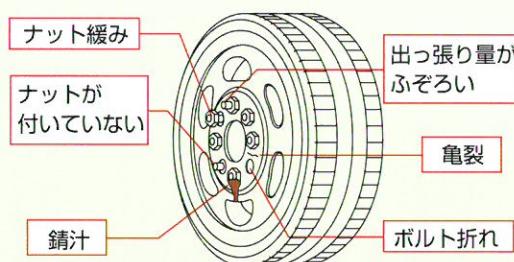
ボルトの折損を伴うタイヤの脱落事故は、平成15年1月以降、平成27年12月末までに460件発生しており、平成20年4月には、東名高速自動車道でボルト折損により脱落したタイヤが対向してきたバスに衝突し、バスの運転者が死亡した事故が発生しています。車輪脱落事故は、ナットが緩む、ボルトが折れる等、車輪脱落までには必ず予兆があります。日常点検や定期点検をしっかり行ってください。また、タイヤ交換時などの不適切な締付け（強すぎ、弱すぎ）や、誤ったボルト・ナットの使用（アルミホイール用、スチールホイール用の誤用）は、車輪脱落の原因となります。



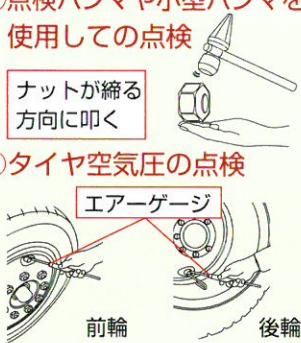
### 日常点検

1日1回、運行前に日常点検を実施することになっています。乗用車と比べて走行距離も多いことから、クルマの健康状態をしっかりチェックし、事故を未然に防止するためにも日常点検を行いましょう。

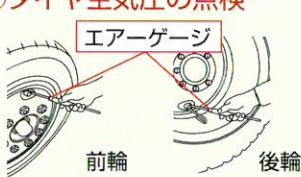
#### ①目視での点検



#### ②点検ハンマや小型ハンマを使用しての点検



#### ③タイヤ空気圧の点検



#### 増し締めの実施

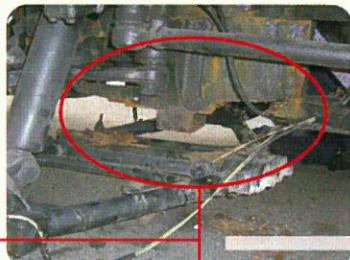
締付け後は初期なじみによってホイールナットの締付け力が低下します。50～100km走行後を目安に増し締めを行います。



この図は右側タイヤの場合です。

## 車体腐食

このような事故が起っています。



### 事業用バスの車体腐食事故

○平成27年11月12日、貸切バスが走行中に操縦不能となり、進行方向右側の中央分離帯に衝突。7名負傷。

この事故は、凍結防止剤によるフレームの腐食のためロワーアームがフレームから脱落し、ハンドル操作が不能となったことが原因と考えられる。打音点検（下記参照）等、適切な点検整備の実施による確認が必要。

主要骨格部位の腐食による穴あき等は、堅ろうではないとして保安基準不適合

自動車点検基準（国土交通省令）に「車体及び車体」の「緩み及び損傷」を3月ごとに点検することとなっています。自動車の下回りの主要骨格部分を含む自動車部品を点検ハンマによる打音点検等によるほか、自動車メーカーが提供している情報（QRコード参照）を参考に、腐食の有無等について点検を行うようにしてください。

また、点検の結果腐食が疑われる場合には、整備の必要性について整備工場等に相談し必要な防錆措置又は補修を行うなどの対処を行うようにしてください。



■推進：国土交通省 自動車点検整備推進協議会 ■後援：内閣府 警察庁 環境省

■協力：独立行政法人自動車技術総合機構 軽自動車検査協会 独立行政法人自動車事故対策機構

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会 一般社団法人 日本自動車工業会 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会 一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会

日本自動車輸入組合 一般社団法人 日本自動車連盟 一般社団法人 全国自家用自動車協会 公益社団法人 日本バス協会 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会 一般社団法人 全国レンタカー協会

一般社団法人 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 一般財団法人 自動車検査登録情報協会 公益財団法人 日本自動車教育振興財團 一般社団法人 日本損害保険協会 全国共済農業協同組合連合会

全国労働者共済生活協同組合連合会 一般社団法人 日本自動車部品工業会 全日本自動車部品卸商協同組合 全国自動車電装品整備商組合連合会 一般社団法人 自動車用品小売業協会 一般社団法人 電池工業会

全国ディーゼルポンプ振興会連合会 日本自動車車体整備協同組合連合会 一般社団法人 日本自動車車体工業会 全国タイヤ商工協同組合連合会 全国自動車部品販売店連合会 一般社団法人 日本自動車部品協会

全国オートバイ協同組合連合会（順不同）

●自動車の点検・整備のことが詳しくわかります。

点検・整備

検索

[www.tenken-seibi.com](http://www.tenken-seibi.com)

2017自動車点検整備推進運動

トラック・バス・タクシーなど自動車運送事業者の皆さんへ！

# 自動車事故防止のために しっかり点検・整備しましょう。

日常点検や定期点検をきちんと行っていますか？

近年、大型車の車輪脱落事故やバス火災の事故が起きています。

しかし、日頃こまやかな点検を行っていれば、運転中のトラブルの多くは回避できるのです。クルマの健康管理は、クルマを守るだけでなく、人の命や環境も守ることにもつながります。

毎日安心して運転するために、しっかり点検しましょう。

このような事故が起きています。



## 大型自動車の車輪脱落事故

ボルトの折損を伴うタイヤの脱落事故は、平成15年1月以降、平成27年12月末までに460件発生しており、平成20年4月には、東名高速自動車道でホイール・ボルト折損により脱落したタイヤが対向してきたバスに衝突し、バスの運転者が死亡した事故が発生しています。車輪脱落事故は、ディスク・ホイールを取り付ける際に不適切な（強すぎり、弱すぎり）ホイール・ボルトの締め付け、タイヤ交換時にディスク・ホイールの種類（スチール製、アルミ製）に合ったホイール・ボルト、ホイール・ナットを使用しないこと（誤組）等によって引き起こされます。



## ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！

大型車の使用者は、規定トルクでのホイール・ナット締付け等、適切な車両管理の徹底をお願いします。



## 事業用バスの車両火災事故

平成27年12月の東京都豊島区池袋でのバス火災事故をはじめ、年末年始から同種事故が多発しました。事業用バスの車両火災は、平成15年1月から平成27年12月末までに事業用で222件発生しており、なかには、車両が全焼に至るケースも見られ、一歩間違えれば大惨事となりかねません。

## タクシーのスリップ事故

平成19年7月に、乗客2名を乗せたタクシーが雨のためスリップし、縁石に接触した後、道路脇の信号柱に衝突し、乗客と運転手の3名が亡くなる事故が発生。当該車両の後部タイヤの溝の深さが、道路運送車両法で定められた基準を満足しておらず、これが一因となってスリップが発生した可能性も指摘されました。



国土交通省

自動車点検整備推進運動協議会

## 事業用自動車の点検・整備の概要

運送事業者は、自動車を保安基準に適合するよう維持しなければならないこととなっており、そのためにも①日常点検整備、②定期点検整備の実施が必要です。(道路運送車両法第47条、第47条の2、第48条、貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、旅客自動車運送事業運輸規則第45条)

### ①日常点検整備

●自動車の使用者又は自動車を運行する者は、**1日1回、その運行の開始前**において、日常点検をし、必要に応じて整備をしなければなりません。

### ②定期点検整備

●自動車の使用者は、**定期的(3か月ごと)**に点検をし、必要に応じて整備をしなければなりません。



行政処分基準 (平成29年3月時点)

① 日常点検の未実施

<初違反>: 警告～5日×違反台数

② 定期点検整備の未実施

<再違反>: 3日～10日×違反台数

<初違反>: 警告～10日×違反台数

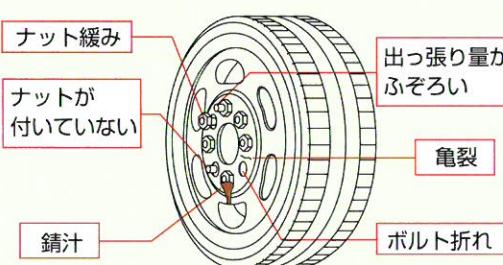
<再違反>: 5日～20日×違反台数

### 〈点検例〉ホイール・ボルト関係の点検内容

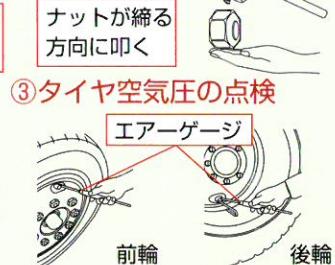
#### 日常点検

1日1回、運行前に日常点検を実施することになっています。乗用車と比べて走行距離も多いことから、クルマの健康状態をしっかりチェックし、事故を未然に防止するためにも日常点検を行いましょう。

##### ①目視での点検



##### ②点検ハンマや小型ハンマを使用しての点検



##### ③タイヤ空気圧の点検



##### 増し締めの実施

締付け後は初期なじみによってホイールナットの締付け力が低下します。  
50～100km走行後を目安に増し締めを行います。



この図は右側タイヤの場合です。

#### 定期点検

##### [3か月定期点検]

日常点検に加え、トルクレンチなどを使用して、ホイール・ナットが緩んでいないか(規定の締付けトルクで締付けられているか)点検します。

##### [12か月定期点検]

ディスクホイールの点検は、ホイールを取り外して行います。  
ホイール・ボルトやホイール・ナット及びハブなどの関連部品に異常がないかも点検します。

上記の点検例を含む日常点検・定期点検を確実に実施し、自動車事故防止に努めましょう!

●自動車の点検・整備のことが詳しくわかります。

点検・整備

検索

[www.tenken-seibi.com](http://www.tenken-seibi.com)

